

2021年9月13日

日本放送協会放送受信規約の一部変更について

日本放送協会放送受信規約の一部変更について、本日、総務大臣の認可を受け、2021年10月1日から施行します。

【変更の概要】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に鑑み、総務大臣の認可（令和3年3月10日付け）を得て、令和2年4月から令和3年9月までの間の放送受信料について支払いを猶予する措置を講じていますが、今もなお受信料の支払いが困難な受信契約者がいらっしゃるため、当該措置の対象とする期間を延長して、令和2年4月から令和4年3月までの12期間については、延滞利息の支払いを不要とし、また、延滞利息の発生要件である「放送受信料の支払いを3期分以上延滞したとき」の期間に通算しないこととします。

今回の変更については、NHKホームページや各種パンフレット等にてお知らせしていきます。